

令和6年8月 四万十市農業委員会 議事録

1 日 時 令和6年8月9日（金）午後2時30分～午後3時15分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	9	坂本 一	15	伊勢脇 精藏
3	山本 美加	10	谷崎 容子	16	土居 忠栄
5	井上 靖好	11	遠地 美千代	17	清水 優志
6	加用 雅啓	12	山本 官	18	岡崎 誠
7	安藤 久徳	13	池田 三郎		
8	徳留 佳代	14	芝 順子		

(2) 農地利用最適化推進委員 6名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	2	武井 健治	3	宮崎 幸一
4	岡本 尚子	7	宮地 浩	8	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
2	山崎 秀和	4	桑原 宏文

(2) 農地利用最適化推進委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
5	宮地 秀之	6	弘井 徹

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長補佐	宮崎 智也	係長 (西土佐地域担当)	村松 大
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	竹本 志郎	主幹	金子 伸
係長	下村 陽次郎	主事	岡本 ほのか

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（3件）

第3号議案 非農地証明書の交付について（3件）

第4号議案 農用地利用集積計画案について（1件）

第5号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）について（3件）

報告事項

その他

発言者	発言内容
議長（清水会長）	只今から令和6年8月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。 まず事務局より諸般の報告をお願いします。
事務局	それでは諸般の報告をさせていただきます。 欠席の届出がございます。議席番号2番 山崎 秀和 委員、議席番号4番 桑原 宏文 委員の2名であります。従いまして、本日の出席委員数は、18名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 なお、推進委員は、宮地 秀之 委員、弘井 徹 委員より欠席の届出がありました。 以上で諸般の報告を終わります。
議長（清水会長）	続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号11番 遠地 美千代 委員、議席番号12番 山本 官 委員をお願いします。
議長（清水会長）	それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。 それでは、番号1について説明します。お手元に配布しております正誤表をご覧ください。譲受人が1人追加されたことにより、申請の差し替えがあったものです。 土地の表示は、具同字南丑ケ谷 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は今回初めて農地を取得する方で、農作業への従事日数は年間150日の予定となっております。労働力は、譲受人と譲受人の妻の2人となっております。農機具につきましては、草刈り機を所有しているということです。申請地は自宅から約10メートルの距離となっております。 現在、申請地では柿や柑橘類を栽培しておりますが、取得後も引き続き譲受人とその家族が柿や柑橘類を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。 続きまして番号2と番号3については、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、具同字イマ 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、

	申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は農作業歴 50 年の 83 歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間 150 日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、軽トラック、散粉機、草刈り機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約 15 分の距離となっております。 現在、申請地では柿やビワを栽培しておりますが、取得後も引き続き譲受人が果樹を栽培していく予定ですので、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「徳留委員」1 番から 3 番についてお願いします。
● 8 番 徳留委員 （具同地区担当）	まず番号 1 についてですが、7 月 27 日、申請地の現地調査を行いました。譲受人の自宅の前の農地となっております。農地には柿の木等が植えられていました。 7 月 30 日、譲受人へ聞き取りを行いました。現在、他に農地等は持っておらず、初めての耕作であるとのことでしたが、譲渡人からも引き続き農地管理してほしいと言われていたとのことで、現況の柿の木等を栽培していくということでした。以上のことから農地法 3 条の許可については適当であると考えます。 次に 2 番と 3 番についてです。1 番と同じように 7 月 27 日、申請地の現地調査を行いました。柿の木等が植えられていましたが、草が生い茂っていて農地への入口が分からない状況でした。 7 月 30 日、譲受人へ聞き取りを行いました。現在、会社の役員をする傍ら水稻や野菜の栽培を行っているとのことです。今回購入する農地については、既に植えられている柿の木は譲渡人の方が移植をしたいとのことで、新しく植樹し、耕作していくとのことでした。また、農地周りの整備を行い、農地への出入りも容易にしていくとのことでした。以上のことから農地法 3 条の許可については適当であると考えます。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。

各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。 なお、1番については井上委員の親族に係る案件ですので、先に1番のみ審議、採決を行います。井上委員は退室をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページ・4ページになります。 番号1。土地の表示は、古津賀二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月29日、地区担当の山崎委員と宮地推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については、古津賀駅より約900メートルに位置する農地で、北側・南側は宅地、西側は市道、東側は譲渡人所有の農地のため、転用できる農地と判断できます。排水計画について、生活雑排水は浄化槽より前面市道へ排水、また雨水についても前面市道へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第一種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山崎委員」と「宮地秀之推進委員」は本日欠席ですが、山崎委員からは「都市計画法による用途区域内のため、転用できる農地と判断できる」旨の意見をいただき、宮地推進委員からは「適当である」旨の意見をいただいております。

議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の1番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達の1番につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。 井上委員は入室してください。 続きまして、2番・3番について審議、採決いたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	続きまして、番号2 土地の表示は、具同田黒二丁目 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。7月29日、地区担当の徳留委員と宮地推進委員立会いのもと現地確認を行いました。この度、宅地分譲地にするものです。周辺に農地はなく影響はないものと判断できます。排水については、雨水は東側、南側の市道側溝へ排水します。 申請地は、都市計画法による用途地域に指定されている第二種中高層住居専用地域内の農地であるため、第3種農地となり転用が許可できる土地と判断されます。 続きまして、番号3 土地の表示は、江ノ村字ゴゼンショウ 以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。 この申請は、令和6年5月総会で農地法3条について承認議決を得ていましたが、譲受人の住宅建築予定である土地に許可した農地の一部が入っていることが判明したため、許可の取り消し願の届出により改めて農地法5条の許可申請書が提出されたものです。7月29日、地区担当の山本美加委員と岡本推進委員立会いのもと現地確認を行いました。前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。周辺に農地はなく影響はないものと判断できます。排水については、生活雑排水は既設排水路に排水、雨水については自然浸透と既設排水路へ排水します。 申請地は、第1種・第2種・第3種農地のいずれの要件にも該当しないその他の農地となり、第3種農地に立地困難と認

	められる場合には転用が許可できる土地と判断されます。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「徳留委員」2番についてお願いします。
●8番 徳留委員（具同地区担当）	番号2についてですが、宅地に転用するものです。東側、南側は宅地であり、北側、西側は道路を挟み宅地となっています。広い農地はありません。周辺は住宅地ということもあって、雨水や生活排水等も適切に行っている土地となっています。以上のことから転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。 続きまして、「山本美加委員」3番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	番号3についてですが、先ほど事務局の説明があったとおり、5月の総会で農地法第3条の議案でかけられた農地の一部です。今回は字ゴゼンショウの5筆を転用するものですが、周辺農地への日照の影響もなく、営農への支障ありません。以上のことから転用については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	7月29日に事務局、会長、農業委員の山本さんと現地の方に行きました。これは以前申請して一度取り消して再度申請したもので、事務局が言われたとおりで間違いありません。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達の2番・3番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達の2番・3番につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

議長（清水会長）	続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。 番号1。土地の表示は江ノ村字カケヒノサキ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月29日、地区担当の山本美加委員と岡本推進委員及び申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は資材置場及び草木で覆われている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成19年時点の航空写真では既に草が生い茂っているような状態となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして番号2。土地の表示は蔵岡字ヲクエゴ谷、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月29日に地区担当の谷崎委員と東推進委員および申請代理人立会いのもと現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。あわせて、事務局でも確認したところ、平成22年時点の航空写真では既に農地ではない状態となっており、課税状況については、原野での課税となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過しており、農地への復旧は困難な土地と思われます。 続きまして議案書は6ページになります。番号3。土地の表示は竹屋敷字イガイチ、以下地番等、申請者、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましては議案書記載のとおりです。7月16日に申請人及び事務局で現地調査を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンをご覧ください。現地は山林となっている状況です。あわせて、事務局でも確認したところ、平成17年時点の航空写真では既に山林となっております。 以上のことから、本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障はないと思われます。以上です。

議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	番号1について、7月29日に申請地の状況確認及び申請代理人にも聞き取りを行いました。申請地の地目は田となっておりますが、先ほど事務局の説明があったとおり、平成19年以前に耕作放棄され、現地は埋め立てられ、草が生い茂っていました。そのため、農地への復旧は困難と判断しました。以上のことから非農地証明については適当であると考えます。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？
◇岡本委員 （中筋・東中筋地区担当）	7月29日に事務局、会長、農業委員の山本さんと現地の方へ向かいました。非農地証明についてですが、既に原野になっていて、復旧することは無理だと思いますので、いいと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「谷崎委員」2番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （蕨岡甲地区担当）	番号2についてですが、7月29日午前9時過ぎ頃、事務局、会長、申請人の息子さんと東推進委員とで現地確認をしました。事務局の説明のとおり、当該地は昭和36年に相続時より農地として使用しておらず、耕作放棄されてからずいぶん経ち、農地に復旧は困難と判断しました。以上です。
議長（清水会長）	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	今、谷崎委員が言われたように、29日に事務局、会長、谷崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認をしました。道路も通ったということで、現在このような状態になっておりまして、耕作も出来ないということで非農地証明は適当だと思います。以上です。
議長（清水会長）	続きまして、「池田委員」3番についてお願いします。
●13番 池田委員 （富山地区担当）	3番についてですが、この申請地は昭和40年頃に植林したということで見てのとおり山林となっております。現地は整備されていない山道を30分以上歩いて行かないといけなような場所で、現地確認はしてませんが、申請の内容や写真を見てのとおり、非農地の証明は適当だと思います。
議長（清水会長）	東推進委員から、意見などはございませんか？
◇東委員 （富山・蕨岡地区担当）	これも池田委員が言われたように、現地に行くには山道を30分くらいかかるということで、写真で確認させてもらいましたが、農地に復旧は出来ないですので、非農地証明の交付については適当であると考えます。以上です。

議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付について、原案のとおり交付することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案について議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は7ページ、農用地利用集積計画書（案）は8ページになります。 それでは1番について説明いたします。 借受人は東山地区でピーマンの栽培を予定している認定新規就農予定者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は賃貸借権の設定となっております。貸借期間は、令和7年2月1日から令和27年1月31日までの20年間となっております。 以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「谷崎委員」1番についてお願いします。
●10番 谷崎委員 （東山地区担当）	7月25日に電話で本人に確認しました。借受人の年齢は33歳です。昨年の9月から今年の8月いっぱいまでピーマン農家で研修をしております。9月からは別のピーマン農家のところで研修をするそうです。電話での対応ですが、とてもハキハキしていて意欲的に農業に取り組まれているように感じました。 そして、ハウスの建設予定地ですが、現在飼料用米が植わっていました。以上です。

議長（清水会長）	宮地秀之推進委員は本日欠席ですが、適当である旨の意見をいただいております。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画案について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案について、これを適当と認め答申することといたします。
議長（清水会長）	続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画案（一括方式）について議題といたします。なお、2番・3番については山本官委員に係る案件ですので、先に1番のみ審議、採決を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは第5号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（一括方式）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は9ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は10ページになります。 1番について説明いたします。借受人は東中筋地区で水稻の栽培をしている認定農業者です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定です。貸借期間は、令和6年8月9日から令和9年8月8日までの3年間となっています。以上です。
議長（清水会長）	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 「山本美加委員」1番についてお願いします。
●3番 山本美加委員 （中筋・東中筋地区担当）	7月29日に推進委員の岡本さんより、農地の状況や借受人の適格等を電話で確認し、問題ありませんと報告がありましたので、問題がないと私も判断いたしました。以上です。
議長（清水会長）	岡本推進委員から、意見などはございませんか？

◇岡本委員 (中筋・東中筋地区担当)	今言われたように、電話で貸付人に連絡をとりまして、借受人も認定農業者になっておりますので、その旨も電話でしっかり確認いたしましたので、問題ありません。
議長 (清水会長)	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長 (清水会長)	ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）の1番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長 (清水会長)	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）の1番について、これを適当と認め答申することといたします。
議長 (清水会長)	続きまして、2番・3番について審議、採決いたします。 なお、関係者ですので、山本官委員は退室をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、2番、3番について説明いたします。 議案書は9ページ、農用地利用集積計画書（一括方式）は10ページになります。借受人は後川地区で水稻の栽培をしている農地所有適格法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は2名、申請地については、議案所記載のとおりです。場所につきましては、前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。貸借期間は、令和6年8月9日から令和16年8月8日までの10年間となっています。以上です。
議長 (清水会長)	ただいま事務局の説明が終わりました。 続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。 この案件については山本官委員に係るものであり、農業委員の意見は省略します。 武井推進委員から、意見などはございませんか？
◇武井委員 (大川筋・後川地区担当)	7月27日に現地を確認させていただきました。色々お聞きしているわけですが、契約者の2名は過去にそれぞれ耕作契約を依頼しておりました。その依頼された耕作者の高齢化、あるいは耕作マインドの変化等の事情により辞退されることになり、この度営農組合に耕作依頼をした状況でございます。

	なお、中間管理事業を利用するという事なので、特に問題ないものと判断いたしました。以上です。
議長（清水会長）	以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。 ご意見、ご質問はございませんか。
各委員	異議なし
議長（清水会長）	ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用集積計画案（一括方式）の2番・3番について、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いします。
農業委員	《全員挙手》
議長（清水会長）	ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画案（一括方式）の2番・3番について、これを適当と認め答申することといたします。 山本官委員は入室してください。
議長（清水会長）	続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。
事務局	取り消し願が3件提出されましたので報告します。資料の「報告事項 農地法第3条の規定による許可の取り消しについて」をご覧ください。先ほど、第2号議案の番号3にて説明したとおりですが、令和6年5月10日付で農地法第3条の許可書交付後に、申請者より令和6年7月5日付で許可の取り消し願の提出があったため、受理しました。取り消し願の届出後に、農地法第5条の規定による許可申請書が提出され、今回の総会で審議したものです。以上です。 続きまして、地域計画策定に向けた座談会等について、進捗状況を報告します。 中村地域についてですが、東富山地区の座談会は8/19（月）、西富山地区の座談会は8/30（金）に行う予定です。それぞれの座談会について打合せをしたいので、富山地区担当である農業委員、推進委員は、総会後に集まってください。 以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 続きまして、その他がございますので、事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、毎年お願いしております、農地利用状況調査（農地パトロール）について説明させていただきます。お手

	元の封筒の中に農地利用状況調査実施要領と担当地区割表（案）、それから航空写真の３種類を入れております。ご確認くださいませうでしょうか。 では、まず、「令和６年度 農地利用状況調査（農地パトロール）実施要領」をご覧ください。一番上の１、実施根拠ですが、農地法第３０条に「農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年１回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。」ということになっております。調査内容については、２の主な調査内容の、かっこ１からかっこ３に記載しておりますとおりますが、実際、委員さんに調査を行ってほしい内容は、１番下の赤枠の３の、今年の実施方法に記載させていただいております、一般調査としています。お手元に配っております航空写真には、事務局の方で、市内の「農振農用地区域内」の遊休農地に赤で色を塗っております。（昨年の農地パトロール反映済み）作業についてですが、昨年と同様に、担当地区の航空写真に前年と比べて利用状況が異なる農地にしるしをつける作業となります。 例えば、赤で塗られている部分の農地が耕作を再開しているようでしたら、遊休農地が解消されたこととなりますので、赤ペンで「耕作している」などと書き込んでおいてください。また、１年から２年くらいほったらかしている農地があれば、赤ペンで×をつけておいてください。それから、農地を転用の許可なく宅地をしているところなどありましたら、報告をお願いいたします。 実施していただく地区についてですが、「担当地区割り表（案）」を参考にしながら担当地区の委員さん同士で分担して調査をしていただけたらと思っています。今年初めての委員さんもおられますので、よければ総会終了後に担当委員さん同士で個々に集まってもらい打合せをお願いします。航空写真は農地が小さくて分かりづらいとは思いますが、航空写真を回収後、事務局で詳細を確認いたします。無理をせず、車で行ける範囲のところにかまいませんので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。 ご質問等ありませんでしょうか。分からないことは、あとで直接事務局に個別に確認していただいても構いません。以上です。
議長（清水会長）	以上で事務局からの説明が終わりました。 最後に、委員の皆様から何かございませんか。

議長（清水会長）

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。
これにて閉会といたします。

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 8 月 9 日

議長

清水 優志

署名委員

遠地 美千代

署名委員

山本 良